

	(4) 便所
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第6 (第12条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 個別対応職員</p> <p>(5) 家庭支援専門相談員</p> <p>(6) 栄養士 (40人を超える児童が入所する場合に限る。)</p> <p>(7) 調理員</p> <p>(8) 看護師 (乳児が入所する場合に限る。)</p>

	<p>2 職員は、入所する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 嘱託医師を定めておくこと。</p>
自立支援計画	<p>児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 児童の居室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 調理室</p> <p>(4) 浴室</p> <p>(5) 便所</p> <p>(6) その他規則で定める設備</p> <p>2 児童の居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 乳幼児のみの居室</p> <p>1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) (1)以外の居室</p> <p>1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。</p>
サービスの提供	<p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 児童の援助に関する事項</p>

	<p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を児童等に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表すること。</p> <p>4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び保護者並びに職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第7 (第13条関係)

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<p>1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>(2) 児童指導員</li><li>(3) 保育士</li><li>(4) 児童発達支援管理責任者</li><li>(5) 栄養士（40人を超える児童が入所する施設に限る。）</li><li>(6) 調理員</li><li>(7) その他規則で定める職員</li></ul> <p>2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、医師及び看護師を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、看護師を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>5 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p>
設備	<p>1 施設には、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、医務室又は静養室を設けないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 児童の居室</li><li>(2) 調理室</li><li>(3) 浴室</li><li>(4) 便所</li></ul>

(5) 医務室

(6) 静養室

2 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、前号に掲げる設備のほか、職業指導に必要な設備を設けること。

3 主として視覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 遊戯室

(2) 訓練室

(3) 職業指導に必要な設備

(4) 音楽に関する設備

(5) 手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 遊戯室

(2) 訓練室

(3) 職業指導に必要な設備

(4) 映像に関する設備

5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。

	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 訓練室</li><li>(2) 屋外訓練場</li><li>(3) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</li></ul> <p>6 児童の居室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 乳幼児のみの居室 1室の定員は、6人以下とし、面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。</li><li>(2) (1)以外の居室 1室の定員は、4人以下とし、面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。</li></ul>
障害児支援計画	児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を行うこと。
サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 入所者の援助に関する事項</li><li>(2) その他施設の管理についての重要事項</li></ul></li><li>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</li><li>3 入所者の処遇について自己点検を行い、その結果を入所者及びその保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</li><li>4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</li></ul>

	5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>4 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>5 法第46条第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>

## 2 医療型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<p>1 主として自閉症児が入所する施設には、病院として必要な職員のほか、次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 児童指導員</p>

	<p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、理学療法士又は作業療法士を置くこと。</p> <p>3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、心理指導を担当する職員を置くこと。</p> <p>4 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p>
設備	<p>1 施設には、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。</p> <p>2 主として自閉症児が入所する施設には、前号の設備のほか、静養室を設けること。</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。</p> <p>(1) 屋外訓練場</p> <p>(2) ギブス室</p> <p>(3) 特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備</p> <p>(4) 義肢装具を製作する設備</p> <p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。



記録の作成及び 保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1 の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第8 (第14条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 栄養士(40人を超える児童が通う施設に限る。)</p> <p>(5) 調理員</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(7) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)</p> <p>2 主として難聴児が通う施設には、前号に掲げる職員のほか、言語聴覚士を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>

	<p>3 主として重症心身障害児が通う施設には、第1号に掲げる職員のほか、看護師を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 職員は、利用する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>5 嘱託医師を定めておくこと。</p>
設備	<p>1 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 指導訓練室</li><li>(2) 遊戯室</li><li>(3) 屋外遊戯場（施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</li><li>(4) 医務室</li><li>(5) 相談室</li><li>(6) 調理室</li><li>(7) 便所</li><li>(8) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</li></ul> <p>2 主として重症心身障害児が通う施設には、次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 指導訓練室</li><li>(2) 調理室</li><li>(3) 便所</li><li>(4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</li></ul> <p>3 主として知的障がいのある児童が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、静養室を設けること。</p>

	<p>4 主として難聴児が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、聴力検査室を設けること。</p> <p>5 指導訓練室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあっては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>6 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</p>
障害児支援計画	児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を行うこと。
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>診療所として必要な職員のほか、次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 看護師</li> <li>(5) 理学療法士又は作業療法士</li> <li>(6) 児童発達支援管理責任者</li> </ul>
設備	<p>診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指導訓練室</li> <li>(2) 屋外訓練場</li> <li>(3) 相談室</li> <li>(4) 調理室</li> <li>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</li> </ul>
障害児支援計画	1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	別表第 1 サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第 1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第 1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第 9 (第15条関係)

項目	基準
----	----

職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 施設の長</li><li>(2) 医師</li><li>(3) 心理療法担当職員</li><li>(4) 児童指導員</li><li>(5) 保育士</li><li>(6) 看護師</li><li>(7) 個別対応職員</li><li>(8) 家庭支援専門相談員</li><li>(9) 栄養士</li><li>(10) 調理員</li></ul> <p>2 職員は、利用する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 児童の居室</li><li>(2) 医務室</li><li>(3) 静養室</li><li>(4) 遊戯室</li><li>(5) 観察室</li></ul>

	<p>(6) 心理検査室</p> <p>(7) 相談室</p> <p>(8) 工作室</p> <p>(9) 調理室</p> <p>(10) 浴室</p> <p>(11) 便所</p> <p>2 児童の居室は、1室の定員を4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。</p>
自立支援計画	児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	別表第6サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 児童自立支援専門員</li> <li>(3) 児童生活支援員</li> <li>(4) 個別対応職員</li> <li>(5) 家庭支援専門相談員</li> <li>(6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。）</li> <li>(7) 調理員</li> <li>(8) その他規則で定める職員</li> </ul> <p>2 職員は、入所する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 嘱託医師及び精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師を定めておくこと。</p>
<p>設備</p>	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の居室</li> <li>(2) 相談室</li> <li>(3) 調理室</li> <li>(4) 浴室</li> <li>(5) 便所</li> </ul> <p>2 児童の居室は、1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>3 30人以上の児童が入所する施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>4 学科指導を行う場合は、規則で定める学科指導に関する設備を設けること。</p>
<p>自立支援計画</p>	<p>全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入</p>

	所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	別表第6 サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第11（第17条関係）

項目	基準
職員の配置	施設の長及び法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員を置くこと。
設備	相談室を設けること。
サービスの提供	別表第1 サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。